

少子化対策プラスワン

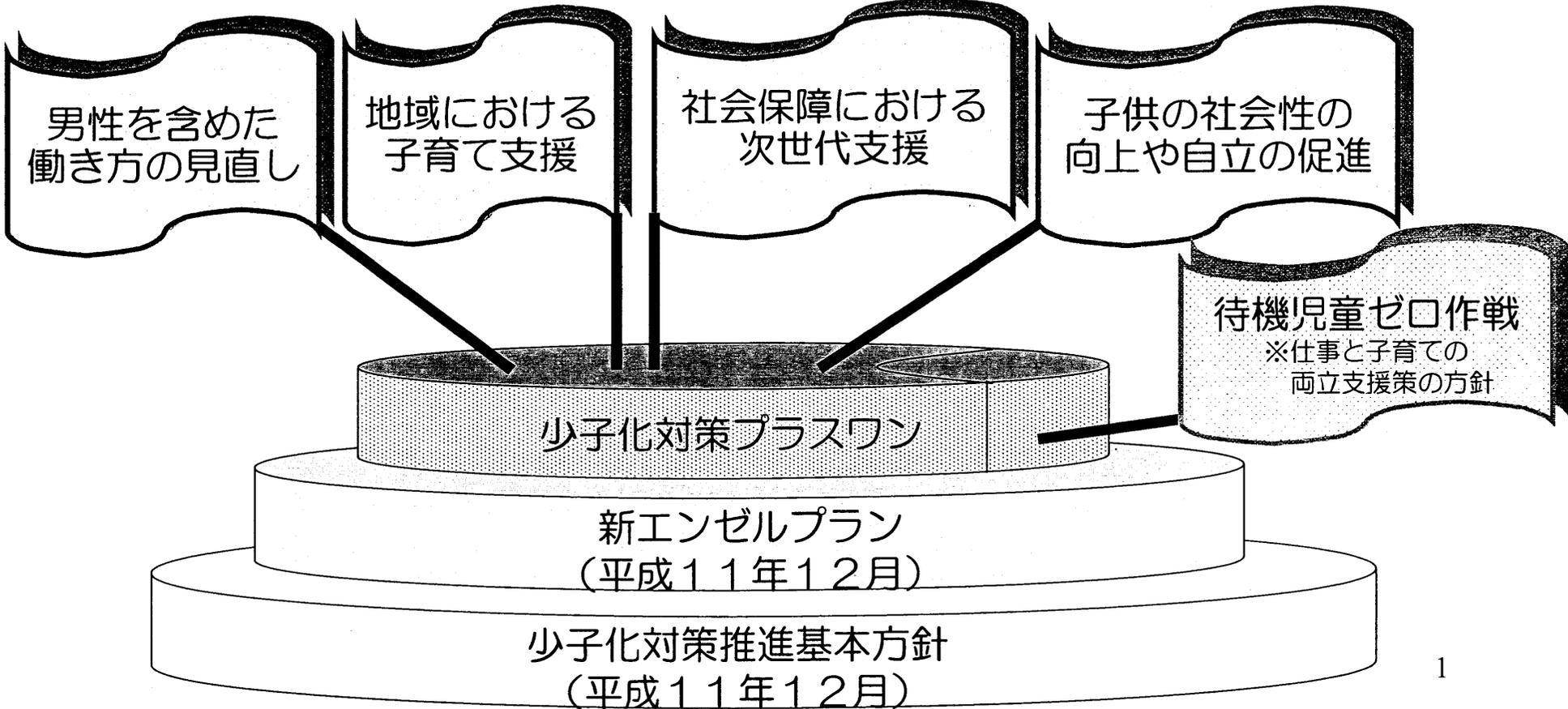
(要点)

平成14年9月20日

厚生労働省

基本的考え方

- 「夫婦出生力の低下」という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるため、少子化対策推進基本方針の下で、もう一段の少子化対策を推進。
- 「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」など4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進。



主な取組

すべての働きながら子どもを育てている人のために

1 男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現

- 子育て期間における残業時間の縮減
- 子どもが生まれたら父親誰もが最低5日間の休暇の取得
- 短時間正社員制度の普及

2 仕事と子育ての両立の推進

- 育児休業取得率(男性10%、女性80%)、子どもの看護休暇制度の普及率(25%)、小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率(25%)として、具体的目標を設定
- 目標達成に向け、様々な促進策を展開

3 保育サービス等の充実

- 待機児童ゼロ作戦の推進
- パートタイムなどで働いている方々のための新しい「特定保育事業」(※)の創設
※週2~3日、午前又は午後のみ利用といった柔軟な保育サービスを提供
- 保育ママについて、利用者の必要に応じた、利用日数・時間の弾力化

子育てしているすべての家庭のために

1 地域の様々な子育て支援サービスの推進とネットワークづくりの導入

- 子育て中の親が集まる「つどいの場」づくり、地域の高齢者や子育て経験のある方等による子育て支援を推進
- 「子育て支援相談員」による子育て支援情報の発信
- 子どもとサービスをつなぐ「子育て支援委員会」の小中学校区単位での設置

2 子育てを支援する生活環境の整備(子育てバリアフリー)

- 公共施設等への託児室、授乳コーナー、乳幼児に配慮したトイレの設置促進
- 「子育てバリアフリー」マップの作成、配布

3 社会保障における「次世代」支援

- 年金制度における配慮(年金額計算における育児期間への配慮の検討)

4 教育に伴う経済的負担の軽減

- 若者が自立して学べるようにするための奨学金制度の充実